

介護保険施設
介護サービス事業所
老人福祉施設

等 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代
介護サービス担当課長 東郷 幸代

新型コロナウイルス感染症の対応及び北九州市への連絡について

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、各施設・事業所においては、日々、感染防止のための対策を講じていただきありがとうございます。

さて、本市においても新型コロナウイルス感染症の患者が増加している状況を踏まえ、感染が疑われる者が発生した場合の留意事項等について、国の通知内容を再度ご確認くださいとともに、感染防止の取り組みの継続をお願いいたします。

また、各施設・事業所の職員等に感染の疑いがある場合などの介護保険課への連絡について、下記のとおり対応をお願いします。

また、感染拡大が進むと、通常の業務を継続することが困難な状況が発生することも想定されます。そのような場合に備え、国の「業務継続ガイドライン」などを参考に、事業所職員の一斉感染を防ぐ対策、優先すべき業務の抽出、利用者ごとの事情を踏まえた対応等について検討を行ってください。

記

1 事業所の職員や利用者等に感染の疑いがある場合。

帰国者・接触者相談センターへの相談をお願いします。

電話番号 093-522-8745 (24時間受付)

2 北九州市介護保険課への連絡をいただきたい事案

(1) 各施設・事業所において、職員や利用者等が PCRの検査対象となった場合

(2) 各施設・事業所において、職員や利用者等に感染者が発生した場合や
感染拡大防止（予防）のため、事業所を休業する場合

3 参考

◆国の通知

社会福祉施設等における感染拡大防止のための取り組みの徹底について【介護保険最新情報 Vol.791 令和2年3月19日】

※通知は市の下記サイト（介護サービス事業にかかると関係通知）をご参照ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0577.html

<厚生労働省ホームページ>

◆社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

◆作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」

【高齢者入所施設】 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108619.doc>

【高齢者通所施設】 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108620.doc>

【高齢者訪問事業所】 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108621.doc>

【連絡先】

北九州市保健福祉局介護保険課
電話：093-582-2771
FAX：093-582-5033